863
49
197

源氏聞書

八

国立国会図書館　タイトル『源氏聞書』　請求記号 863-197

ガラス使用

863
197

国立国会図書館　タイトル『源氏聞書』　請求記号 863-197

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『源氏聞書』　請求記号 863-197

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『源氏聞書』　請求記号 863-197

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『源氏聞書』　請求記号 863-197

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『源氏聞書』　請求記号 863-197

ガラス使用

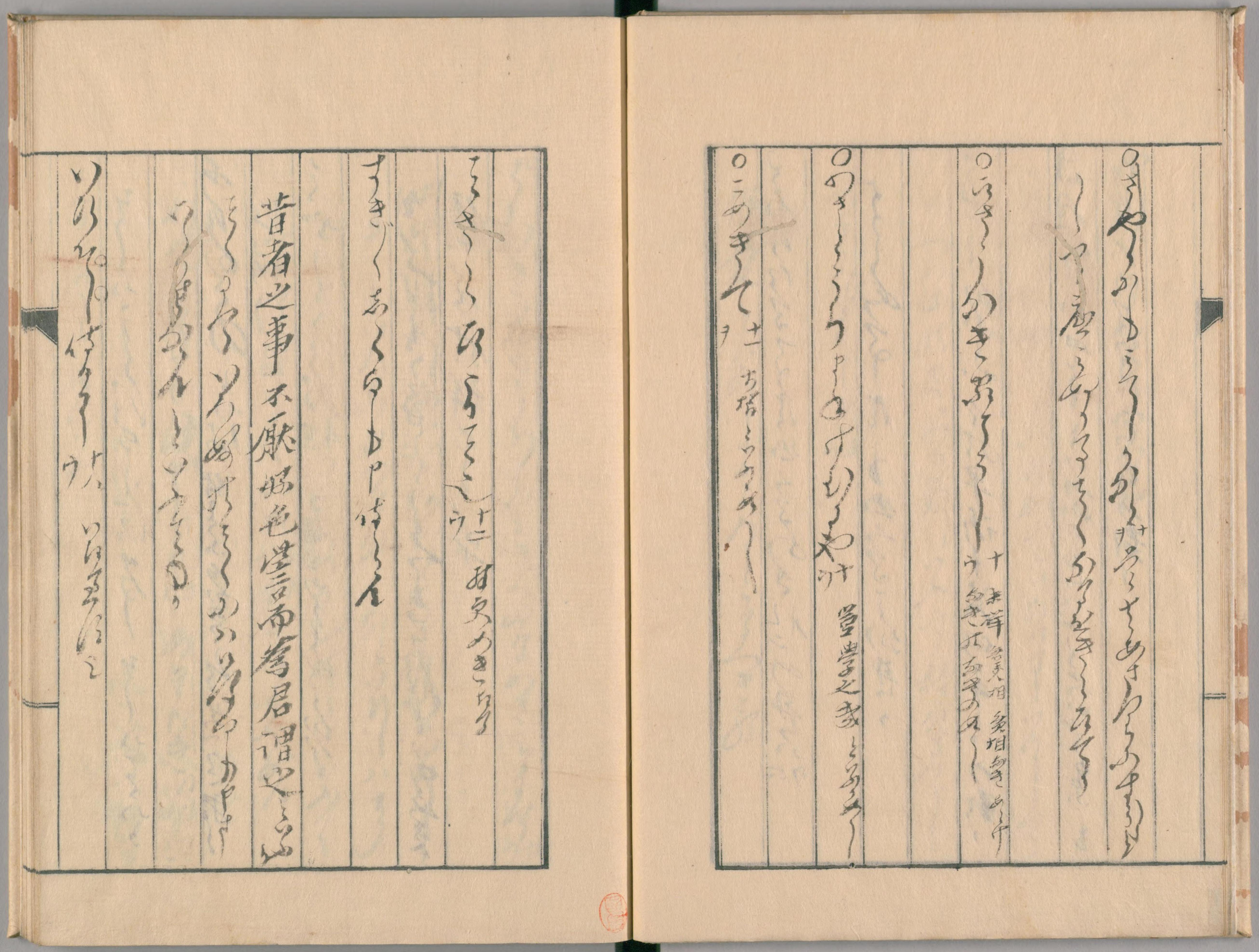

昔者之事不厭好色学而為君謂之[illegible]

国立国会図書館　タイトル『源氏聞書』　請求記号 863-197
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『源氏聞書』　請求記号 863-197

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『源氏聞書』　請求記号 863-197

ガラス使用

夕顔

○いとのゆゑとしたる 五ヲ 五 [illegible]

○かのつかうまつるかのふこの 八 [illegible]

○そのかみまさハ 五ウ 三 [illegible]

○とゝろのうちにしかしてゝ 七ヲ 八 [illegible]

○おこつきしき 七ヲ 十一 [illegible]

○あえかふもおもひ 七ウ 十 [illegible]

○あまあまてまれ 十一ヲ 六 [illegible]

・夕ゝほ

○かつまへ 五ヲ 六 [illegible]

○たきしなの 五ヲ 十一 [illegible]

○[illegible] 六ヲ 八 [illegible]

○やうめいのまけ 六ウ 四七 [illegible]

○[illegible] 七ヲ 一 [illegible]

○[illegible] 七ヲ 三 [illegible]

○[illegible] 十 [illegible]

○[illegible] 八ウ 四 [illegible]

○[illegible] 十一 [illegible]

○[illegible] 十一ヲ 六 [illegible]

○[illegible] 十ヲ 三 [illegible]

国立国会図書館　タイトル『源氏聞書』　請求記号 863-197

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『源氏聞書』　請求記号 863-197

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『源氏聞書』　請求記号 863-197

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『源氏聞書』　請求記号 863-197

ガラス使用

紅葉賀

舞踏 六 廿九ノ十 廿紅唐朝ノ和

紅葉賀

二十 二

二十 八 則用意

法迦陵頻伽 二ウ 一

三ウ 四

四十 六

国立国会図書館　タイトル『源氏聞書』 請求記号 863-197

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『源氏聞書』　請求記号 863-197

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『源氏聞書』　請求記号 863-197

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『源氏聞書』　請求記号 863-197

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『源氏聞書』　請求記号 863-197

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『源氏聞書』　請求記号 863-197

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『源氏聞書』　請求記号 863-197

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『源氏聞書』　請求記号 863-197

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『源氏聞書』　請求記号 863-197

ガラス使用

高々実

祖母 大母 たハ 母 をハ 小母 伯父 をち 小父 祖父 たち 大父

あア 姉 [illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『源氏聞書』 請求記号 863-197

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『源氏聞書』 請求記号 863-197

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『源氏聞書』 請求記号 863-197

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『源氏聞書』 請求記号 863-197

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『源氏聞書』　請求記号 863-197

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『源氏聞書』　請求記号 863-197

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『源氏聞書』 請求記号 863-197

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『源氏聞書』　請求記号 863-197

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『源氏聞書』 請求記号 863-197

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『源氏聞書』 請求記号 863-197

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『源氏聞書』　請求記号 863-197

ガラス使用

院司

女官

鍛工

小式

諸衛

標注 五ヲ

筆頭 ニヨノ訓ノ了 一ヲ

別納所 二ウ 千 [illegible]

[illegible] 三ウ 千一

[illegible] 八ウ 標注

著 十ヲ 五千

五ウ 標注 七ヲ 千自四五八

可渉掌 七ウ 千十

十二ヲ 千款

校是也 十ヲ 千十一

家令校 十ヲ 千十一

三ウ 土行 [illegible] 注 不讀

益参議 四ヲ 千九

淨位 四ウ 五千

[illegible] 八ヲ 千十六

三ウ 四ヲ 古標注不讀

申太宰 九ヲ 典 千一

求取 [illegible] 道志 十二ヲ 千七

不称門牓 十二ヲ 千四

依文 六ウ 千十二

入色三十人 八ウ 千十一

以二的准拝 口 千四

摂家閣 二ウ 千十二

父讓 三ヲ 千十

瀧口

渚國

摩帝天皇 一ウ 十二

過所云々 十五ウ 十七

兼知饗給 十一ウ 十八

玉貫御取 十ウ 十二

辨濟填納 十ウ 十十

饗食云々 廿三ウ 十四 陣官云 四十 六十 御口移 御手移 四十 十五

從御取 廿一ウ 十十

微思取 十一ウ 四 自アリ 八 十二

寄人未 八ウ 十六

腹 七ヲ 六

藤氏長者

三十、 六ウ 十四 衛重 八 十七 自内 四 八 標注 六ウヲ

標注 四ヲ 所不可讀處 多可問

橘氏諸生云々 三ウ 十四 衍 八 此字在文字下 十八 欲

台記云々之標注 一ウ

違勅之注 并 標注 十五ウ 五ヨリ

切据 十五ヲ 十三 依闕事也 十五ヲ 十十五

刑部武 十二ウ 標二 御本条令 十二ウ 十八 給官符於式部 十二ウ 十四

十ヲ標注不可讀

司返鈔 收文 綱下 八ウ 自 四五八 雜慶 後給 四上 標

類聚三代云々 六ウ 標

伊勢

彈正

四分 五ウ 四

三標 [illegible] 可問 三

長木馬 七ウ 標

摺馬惣猶 五ヲ 標

令天象 一ヲ 五

耳朱 十七ウ 十五

相当大初位上 十六ウ 二十ホ ホ和

盛鳥盛御 十五ヲ 千十五

二分三分 十四ヲ 千五

故事自眉 十二ウ 千七

治ア

補寫 十二ヲ 千七

送鉢異帖 十一ヲ 千二

以殿上之二字為誤 頭率僚下云云既有御前之字而以殿上為誤如何

朱云 八ウ 千五

穴云 五ヲ 千未

大初位下 三ウ 五

返抄 九ウ 三千

返帳 口 千七

聽泉殿 以下云云 十六ウ 標注

圓韓神 十ウ 千三

竿道 九ヲ 木四

国立国会図書館　タイトル『源氏聞書』 請求記号 863-197

ガラス使用

五經三史等術之目具可問 八ヲ 千五

受領 七ヲ 加以受領爲職ヲ可問 千五

二合 七ヲ 千十一

一分召 三ヲ 注標多不可解之事 可問

案一 一ヲ 千一

一道者 十ヲ 千十一

寿室 九ウ 丶丶頭職ニ任スル嬢アルマシ此事如何 六三

鎮火書 六ヲ 十五

西位 二ウ 千十五

外從五位 二ウ 千五

三等以上之親 十ヲ 六四

具駄者 九ウ 廿四

大業ノ人 七ノ 六注二

官職ニ〻 七ノ 二注

簡ニツクハ 六ウ 一

判授之傍注 十五ウ 十行

上抄 十三ウ 注四

西表標注

上表標注共

除秘抄ニ〻 九ウ 水ノ注同 三

国立国会図書館　タイトル『源氏聞書』 請求記号 863-197

ガラス使用

江次第ニ云々 ハウ 注六

外任 凡任等官ニ云々之ヒ標注六ヲ

大間 五ウ八

李祿 為李祿 第如何 五ウ一

高倉御宇和 三ウ二

秘笈 斟言ニ云々不可讀 二ヲ標

四 開春 八重御升ニ云々

攝政關白 八ウ 注是非ニ云々之 七行

名家 六ウ一

任之 字 上一注

左之儀注 五ヲ 六ウ三条

從一位之從 四ノウ 從ノ字ヲ以テ誤ハス可問

アリシニテヲト點ノ方ヨロシ

被乘問官底 底字俗話ノ底ナラハ的子兒ナトヽヲナシク 経キ字故官ニ問ルルヽヽトニ云位ナルヘシ 文書之臺中書謂之草 樞密院謂之底 此方ナラハ官ノ家業類ヲ宇サリ

列見 三ウ上 列見ハ二月上日ノ下ニ八月上日ノ条ニ入ルヽハアヤマリシ

宿紙 四末 反古鼠イロノ紙ナリ 直賜口宣以下如何

里第 三ノヲ七年 准大臣之注

封戸之注 二ウ 封戸民租ヨリ起ルモノナレハ此注ノ如ハナルヘカラス如何

去之 名乎 一ウ一

忠臣ホ之任ニ云々 後代ニ云々之字省之亦可也 一ウ九

863
49
197

10625

正廣參 南ウ又任之注

此六字ニ云ニ 上ヲ 孝德儀注 孝德天皇元年六月始置左右大臣 本文如斯 九八ヲ 皇極ニアケ不紛ヨリ 孝德之ヲリヲ下ヒシハ而伝之年直ニ改元ホノコト憚コトナリアリテ不審

天降 八本ニ以万葉謂之自上國行外國皆天降歟

中竟物筆 大政五ヲ三

史 十六ウ ナラハ九ヲ訓 餘主典三 判受九 別考 親房之所注歟 十七ヲ

相当従四位下云ニ之字寄本加本文同之下同是尓可標注

伯ノ注 上ヲ 伯ハ臣ノ意方伯ノ義ニテ只カシラト云ニテ又方歟 説文伯長也トアレハ則神祇官之長官之義ハスルニテナ也カ

但見伯職掌 十ウ 伯ノ字ヲ日ヲ訓ニヨル 嘉ヲ之了 注ハ本文之音ヲ五逆カヨハシ其説ハ本文為祭主ト云上ハ則祭主ニト只大綱ヲ云注加ヲ之説似贅

神祇官 当唐官之説可省之説神祇官之上可標注之 ○大政官者有蘭基也号加之

食國 職原十ヲ 皇任之注 自 職原抄

863
49
197

国立国会図書館　タイトル『源氏聞書』　請求記号 863-197

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『源氏聞書』　請求記号 863-197

ガラス使用